

第31回 岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」総会

日時 令和2年1月2日(木) 午後3時00分～

場所 大垣フォーラムホテル 大垣市万石2-31 TEL 0584-81-4171

【総会の部】

1. 開会の辞
 2. 物故者への黙祷
 3. 三稜会会長挨拶
 4. 顧問(学校長)挨拶
 5. 議事
 - ①令和元年 事業報告
 - ②令和元年 決算報告・会計監査報告
 - ③令和元年 三稜会奨学金収支報告・会計監査報告
 - ④役員改選
 - ⑤令和2年 事業計画案
 - ⑥その他
 - ⑦質疑
-

【懇親の部】

1. 乾杯
 2. 歓談
 3. 校歌斉唱
 4. 閉会の辞
-

【議事】

① 令和元年 事業報告

平成31年 2月28日(木) 三稜会入会式
 平成31年 3月 1日(金) 記念品(卒業証書入れ)を卒業生に贈呈
 令和元年 7月 1日(月) 第1回三稜会役員会(総会について)
 令和元年 8月 5日(月) 第2回三稜会役員会(総会について)
 令和元年10月28日(月) 第3回三稜会役員会(総会について)
 令和元年11月11日(月) 第4回三稜会役員会(奨学金・総会について)
 令和元年12月 9日(月) 第5回三稜会役員会(総会について)
 令和2年 1月 2日(木) 第31回三稜会総会開催

② 令和元年 決算報告

[歳入の部]		[歳出の部]	
繰越金(普通預金)	162,459	卒業アルバム代	10,044
繰越金(定期預金)	650,779	会議費	11,415
同窓会入会金	1,284,000	卒業記念品代	180,730
前年度総会残金	71,349	総会案内(葉書、着払い代)	135,871
雑収入	172	切手代	168
利息(普通預金、定期預金)	63	新聞広告代	10,908
	<u>2,168,822</u>		<u>349,136</u>
[残高の部]			
歳入総額	2,168,822		
歳出総額	<u>349,136</u>		
	1,819,686	[令和2年 繰越金]	

会計監査報告

令和元年分の帳簿、証拠書類について監査した結果、会計は適切に行われていることを認めます。
 令和元年12月20日

会計監査 川 島 幸 浩 印
 会計監査 堀 川 真 紀 印

③ 令和元年 三稜会奨学金収支報告

・三稜会奨学金資金

創立30周年記念事業で発生した11,990,831円を三菱証券(株)に投資し、トレジャリーノート(米国財務証券)110,000ドル分を購入。これを原資とした利金で奨学金を運用する。

2012年3月1日に同窓会一般会計より8,384,150円を出資して三菱UFJモルガンスタンレー証券(株)に投資し、モルガンスタンレーの債権を購入。これを原資とした利金も運用する。

・令和元年 三稜会奨学生

水球部 25万円
 平成30年度全国高等学校総合体育大会水球競技ベスト8
 令和元年度国民体育大会4位
 令和元年度全国高等学校体育連盟水泳専門部最優秀選手1名
 アジアエージグループ選手権17歳以下日本代表選手1名(日本優勝)

※ 今年度から、団体競技にはチームに給付することとなった。

・収入

三稜会奨学金残金		12,367,580
三菱UFJモルガンスタンレー証券	利金(5月)	144,316
〃	利金(7月)	87,321
〃	利金(11月)	65,405
利息		<u>106</u>
	収入計 ①	12,664,728円

・支出

三稜会奨学金		<u>250,000</u>
	支出計 ②	250,000円

・残金

① - ② = 12,414,728円 [令和2年 繰越金]

会計監査報告

令和元年分の帳簿、証拠書類について監査した結果、会計は適切に行われていることを認めます。

令和元年12月20日

会計監査 川 島 幸 浩 印

会計監査 堀 川 真 紀 印

④ 役員改選

<三稜会現役員>

会 長 田口義隆 (4期)
副会長 石田 仁 (4期) 谷 肇 (21期)
会 計 加賀 一貴 (21期)
会計監査 川島幸浩 (7期) 堀川 真紀 (16期)

<三稜会新役員案>

会 長 田口義隆 (4期)
副会長 石田 仁 (4期) 河瀬康博 (22期)
会 計 _____
会計監査 _____

<三稜会担当職員>

遠藤加容子(5期)、吉田順一(7期)、奥富文仁(34期)、伊藤大介(19期)

⑤ 令和2年度 事業計画 (案)

令和2年 2月28日(木) 三稜会入会式
令和2年 3月 1日(日) 記念品(卒業証書入れ)を卒業生に贈呈
令和2年 7月 第1回三稜会役員会(総会について)
令和2年 8月 第2回三稜会役員会(総会について)
令和2年10月 第3回三稜会役員会(総会について)
令和2年11月 第4回三稜会役員会(総会、三稜会奨学金について)
令和2年12月 第5回三稜会役員会(総会について)
令和3年 1月 2日(土) 第32回三稜会総会開催

⑥ その他

奨学金基金への寄付継続のお願い

三稜会奨学金は今後も続いていくものであり、同窓生のみなさんの御援助が必要です。下記の口座で御寄付を受け付けていますので、よろしくお願ひします。

十六銀行大垣支店 普通預金 店番216 口座番号1751571

大垣東高等学校 三稜会会長 田口義隆

岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」会則

第1章 総則

第1条 本会は岐阜県立大垣東高等学校同窓会「三稜会」と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に協力することを目的とする。

第3条 本会は事務局を岐阜県立大垣東高等学校内に置く。

第2章 会員

第4条 本会員は次の通りである。

特別会員 母校旧・現職員及び特別の縁故のある者

正会員 岐阜県立大垣東高等学校を卒業した者

準会員 岐阜県立大垣東高等学校に在学した者

第5条 本会員で本会の体面を汚損する行為があった時は役員会の議決によって除名することができる。

第6条 退会除名その他の事由の如何を問わず入会費は一切返還しない。

第7条 本会員は転居・転勤等通信先の変更及び改姓の時は、本会事務局宛にその都度連絡しなければならない。

第3章 役員

第8条1項 本会に次の役員を置く。

顧問 1名

会長 1名

副会長 若干名

事務局長 若干名

書記 若干名

会計 若干名

会計監査 若干名

第8条2項 本会に置くことができる役員

名誉会長 1名

複数回の会長歴任者及び会長として本会の発展に格別の寄与をした者の中から総会の承認を得て推薦する。

第9条 役員を選定方法は次の通りである。

顧問 母校校長を推薦する。

会長 役員会において正会員中より適任者を選出し総会の承認を得て就任する。

副会長 役員会において選出し、総会の承認を得て就任する。

事務局長・書記・会計・会計監査も副会長と同様とする。ただし、会計のうち1名は、大垣東高校職員をあてることができる。

第10条 役員の任期は次の通りである。

会長・副会長・事務局長・書記・会計・会計監査 各1年（ただし留任は妨げない。）

第11条1項 各役員は次の通り会務を担当する。

会長 本会を代表し、会務を総理する。

副会長 会長を補佐し、会長支障のあるときはその代理をする。

事務局長 会長を助けて会務の企画運営にあたる。

書記 会務の記録にあたる。

会計 会務の会計を行う。

会計監査 会計を監査する。

第11条2項 役員を補佐するために、事務局員を若干名置くことができる。事務局員は、大垣東高校職員の中から会長が委嘱する。

第4章 会議

第12条 役員会は会長がこれを召集する。

第13条 役員会は、会長・副会長・事務局長・書記・会計・会計監査をもって組織し、本会の事業及び重要事項の決定執行にあたる。事務局員は役員会に参加できる。

第5章 総会

第14条 総会は年1回開くことができる。ただし会長が必要と認めた場合は臨時に開くことができる。

第15条 総会に付議すべき事項は次の通りである。

1、役員承認

2、予算及び決算承認

3、会則の変更、その他の重要事項

第16条 議長は原則、会長が行う。総会における議決は、出席正会員の過半数をもって決する。

第6章 事業

第17条 本会の目的を達成するために行う事業は次の通りである。

1、総会の開催

2、会報の発行

3、会員名簿の作成

- 4、会員の慶弔
- 5、在校生に対する指導援助
- 6、その他本会の目的を達成するために必要な事項

第7章 会計

第18条 本会の経費は入会費・寄付金をもってあてる。

第19条 正会員は入会の際入会費を納入するものとする。入会費の額及び納入方法は総会で定める。

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始め、翌3月末日に終わる。

第8章 在校生災害見舞い

第21条 在校生の住宅が天災または人災により全壊または全焼した場合、1件につき1万円を災害見舞金として支給する。

第22条 災害見舞金の1年度あたりの支給金額は、20万円を限度とする。

第23条 災害見舞金の支給は、母校校長からの申請を受け、三稜会役員会の審議を経て会長が決定する。

第9章 会則改正

第24条 本会の会則は総会の決議によって改正することができる。

第10章 附則

本会則は、昭和52年2月28日より施行する。

平成3年7月28日改正・発効／平成12年8月12日改正・発効／平成14年8月11日改正・発効

平成15年8月10日改正・発効／平成18年1月2日改正・発効

岐阜県立大垣東高等学校三稜会奨学金規定

【名称】

大垣東高等学校三稜会奨学金（以下「奨学金」）

【目的】

第1条 この奨学金は、岐阜県立大垣東高等学校（以下「本校」）在校生（以下「生徒」）および卒業生を対象に、将来の有為な人材に対する奨学を目的とする。

【奨学生の資格】

第2条 奨学金を給付するのは、前条の対象者のうち、明確な志と本校に対する誇りを持ち、学業優秀あるいは文化、芸術、運動等に秀で、奨学金を受けるに相当と認められる者とする。

【奨学生の決定】

第3条 奨学生の決定は、本校同窓会（以下「三稜会」）代表及び校長を含む学校関係者若干名によって構成する奨学金委員会（以下「委員」）の選考を経て三稜会会長が決定する。

【奨学基金】

第4条 本奨学金制度は、本校創立30周年記念事業における寄付金等をもって奨学基金を構成する。

【奨学金の限度額】

第5条 毎年の奨学基金の利金の範囲内で給付するものとする。

【奨学生の人数】

第6条 第5条に基づき、適正な人数とする。

- 1 個人の場合は、原則3年生、及び卒業生とする。
- 2 団体競技に関しては、チームを一つの組織として考え、チームに給付する。突出した生徒がいれば、別途協議する。

【奨学金の停止】

第7条 奨学生が次のいずれか1項に該当すると判断された時は、直ちに奨学金を打ち切ることがある。

- (1) 修業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または性行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき
- (4) 奨学金の使用目的が適当でないとき
- (5) 退学、休学または転校したとき
- (6) 在学で処分を受けたとき
- (7) その他、奨学生として適切でないと本校校長或いは三稜会会長が認めたとき

【奨学生の義務】

第8条 奨学生は、この奨学金を給付されている期間中は、本校の指示により、学業成績表などの本制度継続の為に必要な書類を提出しなければならない。

【奨学金返済の有無】

第9条 奨学生は、第6条の規定に定める場合を除き、受領した奨学金を返還しなくてよい。

【制度の改訂】

第10条 本奨学金制度の改訂が必要な際は、三稜会会長が三稜会役員会を召集し、その過半数の合意の下に改訂する。

【制度の実行】

第11条 本制度は、平成16年4月1日より実施する。平成17年11月14日／平成29年11月13日／平成30年11月1日／令和元年11月11日改正

岐阜県立大垣東高等学校校歌

殿岡 辰雄 作詞

恩田 忠彦 作曲

1. 朝の陽に かがやく峯の伊吹山
高き理想と仰ぎつつ
眉うるわしき若人が
歩めり堂々 道ありここに
情熱 前進 飛躍 達成
ああ わが城下町歴史の跡に
ほまれも高し 大垣東高校

2. 三稜のバッチが示す真善美
深き教えと さとりつつ
あすの使命の担い手が
勉めり営々 ゆめありここに
誠実 献身 努力 徹底
ああ 青春の園自由の庭に
ひかりあまねし 大垣東高校